

令和5年生駒市議会（第1回）定例会議案

令和5年3月6日

生 駒 市

令和5年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 2 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	3～4
議案第 1 号	令和5年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	令和5年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 3 号	令和5年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和5年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和5年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和5年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 7 号	令和5年度生駒市下水道事業会計予算	別冊
議案第 8 号	令和5年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和4年度生駒市一般会計補正予算（第11回）	5～14
議案第 10 号	令和4年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第3回）	15～19
議案第 11 号	令和4年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	20～23
議案第 12 号	令和4年度生駒市病院事業会計補正予算（第4回）	24～28
議案第 13 号	生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第 14 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	30

議案第 15 号	生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 16 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	32～36
議案第 17 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	37～39
議案第 18 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 19 号	生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41～42
議案第 20 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について	43～47
議案第 21 号	生駒市公平委員会委員の選任について	48
議案第 22 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	49

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

令和4年10月25日（火）午後1時頃

2 事故発生場所

生駒市西旭ヶ丘地内

3 損害賠償額

227,696円

4 事故の概要

上記場所において、車で市の横断溝を通過する際に、グレーチング蓋がはね上がり車の下部を損傷させるとともに、車にブレーキがかかり運転者が頭を強打し、同時に眼鏡を破損させたもの。

令和5年1月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒市立学校給食センター改修整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
  - (1) 変更前 186,230,000円
  - (2) 変更後 187,898,700円
- 4 契約の相手方 奈良市南紀寺町2丁目147番地  
谷建設株式会社  
代表取締役 谷 慎 吾
- 5 工 期 契約の日から令和5年1月31日まで

令和5年1月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 9 号

令和4年度生駒市一般会計補正予算（第11回）

令和4年度生駒市の一般会計の補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301,384千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,988,581千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史



# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		8,508,719	39,934	8,548,653
	1 国庫負担金	5,283,023	8,900	5,291,923
	2 国庫補助金	3,195,766	31,034	3,226,800
16 県支出金		4,319,488	45,987	4,365,475
	1 県負担金	2,192,514	△7,169	2,185,345
	2 県補助金	1,851,774	53,156	1,904,930
18 寄附金		157,618	38,917	196,535
	1 寄附金	157,618	38,917	196,535
20 繰越金		3,102,897	59,846	3,162,743
	1 繰越金	3,102,897	59,846	3,162,743
21 諸収入		702,137	50,000	752,137
	4 雑入	694,067	50,000	744,067
22 市債		1,855,400	66,700	1,922,100
	1 市債	1,855,400	66,700	1,922,100
歳 入 合 計		45,687,197	301,384	45,988,581

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,649,488	37,300	5,686,788
	1 総務管理費	4,692,685	37,300	4,729,985
3 民生費		18,346,182	10,684	18,356,866
	1 社会福祉費	8,565,317	8,375	8,573,692
	5 国民健康保険費	635,601	2,309	637,910
4 衛生費		7,145,983	95,156	7,241,139
	1 保健衛生費	4,468,963	95,156	4,564,119
5 産業経済費		813,759	14,468	828,227
	1 農業費	194,618	14,468	209,086
8 教育費		5,127,524	143,776	5,271,300
	6 保健体育費	1,992,753	143,776	2,136,529
歳 出 合 計		45,687,197	301,384	45,988,581

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

### 1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎管理費	34,943
民生費	児童福祉費	私立保育所運営等助成	1,600
衛生費	保健衛生費	母子保健事業	47,533
産業経済費	農業費	土地改良事業	8,000
土木費	道路橋梁及び河川費	生活道路安全対策事業	6,259
		企業誘致関連道路整備事業	19,000
		道路新設改良事業	10,664
消防費	消防費	消防施設等整備事業	53,387
教育費	幼稚園費	幼稚園管理運営	1,600

### 2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎等整備事業	183,415	庁舎等整備事業	302,443
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修	23,342	道路橋梁維持補修	63,342
		橋梁予防事業	75,000	橋梁予防事業	100,000
		河川水路改修事業	836	河川水路改修事業	20,584
教育費	保健体育費	体育施設整備事業	30,711	体育施設整備事業	174,487

### 第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
土地改良 事業	4,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし 、市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。	9,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし 、市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。
体育施設 整備事業	82,700	"	"	"	144,600	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費国庫負担金	4,827,833	8,900	4,836,733	6 保険基盤安定負担金		8,900	国民健康保険基盤安定負担金
計	5,283,023	8,900	5,291,923				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
5 教育費国庫補助金	27,755	31,034	58,789	5 保健体育費補助金		31,034	体育施設トイレ改修事業補助金
計	3,195,766	31,034	3,226,800				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費県負担金	2,113,947	△ 7,169	2,106,778	5 保険基盤安定負担金		△ 7,169	国民健康保険基盤安定負担金
計	2,192,514	△ 7,169	2,185,345				

[単位 千円]

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 衛生費県補助金	1,137,499	45,156	1,182,655	1	保健衛生費補助金	45,156	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
4 産業経済費県補助金	32,447	8,000	40,447	1	農業費補助金	8,000	ため池等整備事業補助金
計	1,851,774	53,156	1,904,930				

[単位 千円]

## (款) 18 寄附金

## (項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 一般寄附金	142,500	37,300	179,800	1	一般寄附金	37,300	ふるさと生駒応援寄附金
3 産業経済費寄附金	1,762	1,617	3,379	1	農業費寄附金	1,617	県営土地改良事業寄附金
計	157,618	38,917	196,535				

[単位 千円]

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	3,102,897	59,846	3,162,743	1	繰越金	59,846	前年度繰越金
計	3,102,897	59,846	3,162,743				

[単位 千円]

## (款) 21 諸収入

## (項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	692,456	50,000	742,456	4 雑入		50,000	休日夜間応急診療業務委託精算金
計	694,067	50,000	744,067				

## (款) 22 市債

## (項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 産業経済債	4,700	4,800	9,500	1 農業債		4,800	県営土地改良事業債
7 教育債	82,700	61,900	144,600	1 保健体育債		61,900	体育施設トイレ改修事業債
計	1,855,400	66,700	1,922,100				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		内 訳			
				国県支出金	その他				
1 一般管理費	2,271,366	37,300	2,308,666		37,300 (寄)	一般財源	24 積立金	37,300	ふるさと生駒応援基金
計	4,692,685	37,300	4,729,985		37,300				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		内 訳			
				国県支出金	その他				
6 介護保険費	1,594,119	8,375	1,602,494			一般財源	27 繰出金	8,375	介護保険特別会計繰出金
計	8,565,317	8,375	8,573,692			8,375		8,375	

(款) 3 民生費

(項) 5 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		内 訳			
				国県支出金	その他				
1 国民健康保険費	635,601	2,309	637,910	1,731 (国負)	8,900 (県負)	578	27 繰出金	2,309	国民健康保険特別会計繰出金
計	635,601	2,309	637,910	1,731	8,900	578			



(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		内 訳			
				国県支出金	その他				
1 保健衛生総務費	2,478,420	45,156	2,523,576	45,156 (県補)		一般財源	45,156	新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金	
2 予防費	1,662,888	50,000	1,712,888		50,000 (諸)		50,000	心急診療施設等整備基金	
計	4,468,963	95,156	4,564,119	45,156	50,000				

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		内 訳			
				国県支出金	その他				
5 農地費	31,526	14,468	45,994	8,000 (県補)	4,800	一般財源	12,800	ため池調査委託料	
				8,000	1,617 (寄)	51	1,617		
計	194,618	14,468	209,086	8,000	4,800	51	1,617	県営土地改良事業負担金	

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		内 訳			
				国県支出金	その他				
2 体育施設費	386,038	143,776	529,814	31,034 (国補)	61,900	一般財源	143,776	各体育施設改修工事	
				31,034		50,842			
計	1,992,753	143,776	2,136,529	31,034	61,900	50,842			

議案第 10 号

令和4年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第3回）

令和4年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,420,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,836,322	13,159	1,849,481
	1 国庫負担金	1,525,677	12,060	1,537,737
	2 国庫補助金	310,645	1,099	311,744
4 支払基金交付金		2,344,529	18,090	2,362,619
	1 支払基金交付金	2,344,529	18,090	2,362,619
5 県支出金		1,314,895	9,715	1,324,610
	1 県負担金	1,242,843	9,715	1,252,558
7 繰入金		1,638,076	26,036	1,664,112
	1 一般会計繰入金	1,517,942	8,375	1,526,317
	2 基金繰入金	120,134	17,661	137,795
歳 入 合 計		9,353,719	67,000	9,420,719

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		8,511,420	67,000	8,578,420
	1 介護サービス等諸費	8,039,081	67,000	8,106,081
歳 出 合 計		9,353,719	67,000	9,420,719

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費負担金	1,525,677	12,060	1,537,737	1 現年度分	12,060		
計	1,525,677	12,060	1,537,737				

[単位 千円]

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 調整交付金	142,410	1,099	143,509	1 現年度分調整交付金	1,099		
計	310,645	1,099	311,744				

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費交付金	2,298,084	18,090	2,316,174	1 現年度分	18,090		
計	2,344,529	18,090	2,362,619				

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費負担金	1,242,843	9,715	1,252,558	1 現年度分	9,715		

[単位 千円]

計	1,242,843	9,715	1,252,558		
---	-----------	-------	-----------	--	--

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	1,063,928	8,375	1,072,303	1 現年度分	8,375	
計	1,517,942	8,375	1,526,317			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	120,134	17,661	137,795	1 介護給付費準備基金繰入金	17,661	
計	120,134	17,661	137,795			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		内 訳			
				特 定 財 源	財 源				
国県支出金	地方債	その他	一般財源						
1 介護サービス等給付費	7,871,248	67,000	7,938,248	22,874 (国負)	44,126 (基)	44,126 (基)	18 負担金補助及び交付金	67,000	居宅介護サービス給付費 施設介護サービス給付費
				12,060 (国補)	18,090 (繰入)	18,090 (繰入)			
				1,099 (県負)	26,036	26,036			
計	8,039,081	67,000	8,106,081	22,874	44,126	44,126			

[単位 千円]

議案第 11 号

令和4年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和4年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,757,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		769,187	6,465	775,652
	1 一般会計繰入金	635,601	2,309	637,910
	2 基金繰入金	133,586	4,156	137,742
歳 入 合 計		11,751,027	6,465	11,757,492

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		3,492,655	6,465	3,499,120
	4 その他納付金	757,767	6,465	764,232
歳 出 合 計		11,751,027	6,465	11,757,492



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 一般会計繰入金	635,601	2,309	637,910	1 保険基金安定繰入金	2,501		
				2 未就学児均等割保険税繰入金	△ 192		
計	635,601	2,309	637,910				

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 財政調整基金繰入金	133,586	4,156	137,742	1 財政調整基金繰入金	4,156		
計	133,586	4,156	137,742				

歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 その他納付金

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明	
				国県支出金	財源					
					地方債	その他				一般財源
1 その他納付金	757,767	6,465	764,232		2,309 (繰入)	4,156	18 負担金補助及 び交付金	6,465	保険基金安定分 財政安定化支援事業分 県2号繰入金分	17,995 △ 7,432 △ 4,098
計	757,767	6,465	764,232		2,309	4,156				

議案第 12 号

令和4年度生駒市病院事業会計補正予算（第4回）

第1条 令和4年度生駒市病院事業会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	1,706,695千円	45,156千円	1,751,851千円
第2項 医業外収益	1,619,263千円	45,156千円	1,664,419千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	1,670,595千円	45,156千円	1,715,751千円
第1項 医業費用	1,617,913千円	45,156千円	1,663,069千円

第3条 予算第7条中、「1,109,524千円」を「1,154,680千円」に改める。

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和4年度 生駒市病院事業会計補正予算（第4回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		1,706,695	45,156	1,751,851	
	2	医 業 外 収 益	1,619,263	45,156	1,664,419	
		2 他 会 計 補 助 金	1,112,298	45,156	1,157,454	一 般 会 計 補 助 金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		1,670,595	45,156	1,715,751	
	1	医 業 費 用	1,617,913	45,156	1,663,069	
		2 経 費	1,209,410	45,156	1,254,566	交 付 金

## 令和4年度生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

### 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	57,668
減価償却費	386,186
賞与引当金及び法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	379
長期前受金戻入額	△98,723
受取利息及び配当金	△1
支払利息及び企業債取扱諸費	6,721
未収金の増減額 (△は増加)	306,519
未払金の増減額 (△は減少)	△328,153
<hr/>	
小計	330,596
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△6,659
<hr/>	
業務活動によるキャッシュ・フロー	323,938

### 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

補助金、負担金等による収入	231,037
<hr/>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	231,037

### 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△982,343
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	385,000
<hr/>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△597,343
資金増減額	△42,368
資金期首残高	83,817
<hr/>	
資金期末残高	41,449

## 令和4年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

### 資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 建物	4,933,199		
減価償却累計額	<u>△1,211,816</u>	3,721,383	
ロ 建物附属設備	3,653,616		
減価償却累計額	<u>△1,792,335</u>	1,861,281	
ハ 工具器具及び備品	7,989		
減価償却累計額	<u>△5,645</u>	<u>2,344</u>	
有形固定資産合計			5,585,008
(2) 無形固定資産			
イ 水道施設利用権		<u>4,552</u>	
無形固定資産合計			<u>4,552</u>
固定資産合計			5,589,560
2 流動資産			
(1) 現金預金			
			41,449
(2) 未収金			
			476,063
流動資産合計			<u>517,512</u>
資産合計			<u><u>6,107,072</u></u>

負債の部

3	固定負債		
(1)	企業債	729,407	
(2)	他会計借入金		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	3,437,324	
ロ	その他長期借入金	<u>152,141</u>	
	他会計借入金合計	<u>3,589,465</u>	
	固定負債合計		4,318,872
4	流動負債		
(1)	企業債	919,704	
(2)	未払金	485,819	
(3)	引当金	1,682	
(4)	その他流動負債	<u>200</u>	
	流動負債合計		1,407,405
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,765,252	
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>△745,270</u>	
	繰延収益合計		<u>1,019,982</u>
	負債合計		<u>6,746,259</u>

資本の部

6	資本金		
(1)	資本金	<u>200,000</u>	
	資本金合計		200,000
7	剰余金		
(1)	利益剰余金		
イ	当年度未処理欠損金	<u>839,187</u>	
	利益剰余金合計	<u>△839,187</u>	
	剰余金合計		<u>△839,187</u>
	資本合計		<u>△639,187</u>
	負債資本合計		<u><u>6,107,072</u></u>

議案第 13 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 12  
月生駒市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 10 の項を 11 の項とし、3 の項から 9 の項までを 1 項ずつ繰り下  
げ、2 の項の次に次のように加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 であって規則で定めるもの
------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 14 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 15 号

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例

生駒市立学校設置条例（平成20年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「西旭ヶ丘」を「西旭ヶ丘」に、「桜ヶ丘」を「桜ヶ丘」に改める。

第3条の表位置の欄中「桜ヶ丘」を「桜ヶ丘」に改める。

第4条の表位置の欄中「西松ヶ丘」を「西松ヶ丘」に、「緑ヶ丘」を「緑ヶ丘」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
等の一部を改正する条例

(生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第 1 条 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例（平成 26 年 1 2 月生駒市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、  
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の  
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課  
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指  
導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関  
する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定  
し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食

中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等

のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。）第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（改正後の家庭的保育事業等基準条例第6条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）において利用乳幼児（生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に改正後の家庭的保育事業等基準条例第7条の3第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 17 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例等の一部を改正する条例

(生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部改正)

第 1 条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 42 号）の一部を次のように改  
正する。

第 2 条第 27 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に  
改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項  
第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号  
中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同  
条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同  
条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号



」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、

同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

(生駒市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 生駒市子ども・子育て会議条例（平成25年6月生駒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第27号の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 3 5 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「730円」を「800円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「1,500円」を「1,700円」に、「650円」を「710円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,400円」を「1,600円」に、「65円」を「71円」に、「640円」を「700円」に、「390円」

を「430円」に、

1 個	1,300円
-----	--------

を

1 個	1,400円
-----	--------

に、「550円」を「600円」に、

「27円」を「30円」に、「39円」を「43円」に、「59円」を「64円」に、「78円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「160円」を「170円」に、「270円」を「300円」に、「780円」を「860円」に、「2,100円」を「2,400円」に、

地下に設けるもの	1年	1平方メートル	1,300円	を
その他のもの	1年	1平方メートル	1,300円	

地下に設けるもの	1年	1平方メートル	1,500円	に、「4
その他のもの	1年	1平方メートル	1,400円	

30円」を「480円」に、「4,300円」を「4,800円」に、

アーケード（日覆を含む。）	1年	1平方メートル	1,300円	を
---------------	----	---------	--------	---

アーケード（日覆を含む。）	1年	1平方メートル	1,400円	に
---------------	----	---------	--------	---

改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。

議案第 20 号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置することについて、関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

関係地方公共団体 奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合

## 奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約

### (協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団（以下「広域水道企業団」という。）の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）という。

### (協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

### (協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広域水道企業団の設立のための連絡調整に関する事務
- (2) 広域水道企業団が経営する広域的な水道事業等の計画の作成に関する事務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

2 前項の事務に係る検討を集中的かつ効率的に進めるため、必要に応じ、関係団体の長等による検討部会及び関係団体の実務者による幹事会及び作業部会を設置するものとする。

### (事務所)

第5条 協議会の事務所は、奈良県奈良市法蓮町757奈良県水道局内に置く。

### (組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 委員 25名

(会長及び副会長)

第7条 会長は、奈良県知事の職にある者をもって充て、副会長は、橿原市長及び生駒市長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 会長の職務を代理する副会長の順序は、橿原市長、生駒市長の順とする。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長（磯城郡水道企業団においては企業長及び副企業長）をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。

6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。



(事務局)

第10条 第4条の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

2 事務局長は、奈良県水道局県域水道一体化準備室長の職にある者をもって充てる。

(経費の支弁の方法)

第11条 第4条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、関係団体に属する職員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する関係団体が負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

奈良県
大和高田市
大和郡山市
天理市
橿原市
桜井市
五條市
御所市
生駒市
香芝市
宇陀市
平群町
三郷町
斑鳩町
安堵町
高取町
明日香村
上牧町
王寺町
広陵町
河合町
吉野町
大淀町
下市町
磯城郡水道企業団
奈良広域水質検査センター組合

議案第 21 号

生駒市公平委員会委員の選任について

生駒市公平委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●

氏 名 鳥 山 半 六

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について

生駒市政治倫理審査会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第8条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●

氏 名 里 見 優

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●

氏 名 藤 次 芳 枝

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●

氏 名 和 田 博 志

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和5年3月6日提出

生駒市長 小 紫 雅 史